

〔座談会②〕

「笏と神道文化」

平成21年10月21日（水）

於 國學院大學学術メディアセンター五階 06



〔出席者〕

六戸忠男

國學院大學兼任講師。昭和二十六年生まれ。國學院大學大学院修士課程修了。専攻は有職故実・近世朝廷学。

加瀬直弥

國學院大學研究開発推進機構学術資料館講師。昭和五十年生まれ。國學院大學大学院博士後期課程単位取得満期退学。専攻は古代・中世神道史。

星野光樹

國學院大學神道文化学部助教。昭和五十一年生まれ。國學院大學大学院博士後期課程単位取得満期退学。國學院大學研究開発推進機構PD研究員を経て現職。専攻は近世近代の神社祭式、神道史。

高原光啓

甲斐奈神社権禰宣・國學院大學兼任講師。昭和五十五年生まれ。國學院大學大学院修士課程修了。専攻は神社祭式、近代神道史。

〔司会〕

嶋津宣史

神社本庁総合研究部研究課長・國學院大學兼任講師。本会事務局長。昭和四十二年生まれ。國學院大學大学院博士課程単位取得満期退学。神宮宮掌を経て、現職。



嶋津 今回のテーマは「笏と神道文化」と致しましたが、まず座談会の趣旨について簡単に申し上げておきたいと思えます。

明治以降、近代的な神社制度が整備されるに従って、神職の服制も整備されました。現在では神職が全て笏を把ることが公に定められておりまして、その前提のもとに、神社祭式並びに行事作法が定められています。現在、笏はいわば神主、神職のシンボルとして、一般には認識されており、また、神職にとっても、笏を持つのは至極当然のことと理解されています。

しかしながら、笏は、古代においては官人、つまり朝廷に御仕える者が持つというものでして、神職が笏を把るということは、後で、加瀬さんからお話があるかと存じますが、祭神の神階、位が上がることで許された特権であったということが、研究の進展によって明らかとなっております。

そこで、本日は、古代の神祇制度や有職故実に関する事柄を踏まえながら、神職が必ず持つ笏を取り上げて、広範なお話を展開して戴ければと思います。

導入にあたって、私事で恐縮ですが、私が神職として初めて任用された際のお話をしたいと思います。神職任用当時、熊野那智大社宮司を務めておりました祖父から「神職になつたんだから、きちんとした笏を持ちなさい」と、正服、正装用にといいことで、祖父が使っておりました櫛の笏を三枚頂戴しました。今日持参しましたのは、その三枚のうちの一枚です。侍の子が元服をした時に家伝の刀を授けられたような気持ちで、笏を神職の魂として恭しく受け取ったことを今日でも思い出します。祖父は今年の春に亡くなりましたが、御霊は笏型の霊璽に奉安されました。

そのような思いもあり、神職の象徴としての笏という重みというものを私もよく実感しているところです。しかしながら、いわゆる神職のシンボルとしての「笏」が、そもそも我が国固有のものではないというのが、先行研究でも明らか

にされてきているのも事実です。一説には、古代中国の周の武王が殺伐とした剣の代わりに持たせたもので、これが我が国に伝わったと言われております。ですので、古代中国の文化を受けた東アジア諸国にも笏は全て伝来しております。しかしながら、この「笏」が現在まで伝わっているのは、我が国だけという非常に珍しい文化事象であるということが言えるかと思えます。

そこで、まず初めに、有職故実がご専門の宍戸先生に、笏の起源、名称、笏の材料や形状等、それから、装束の一部としての笏という観点からお話を戴きたいと思えます。宍戸先生、よろしくお願い致します。

笏は官人の象徴

宍戸 ご紹介戴きました宍戸です。

笏の沿革については、先ほど、司会の嶋津さんから少しお話があったように、有職故実の歴史からみれば、「笏」は、いわゆる官人、今で言う公務員ですが、基本的には官人たちが身分を象徴するものとして持つものです。本来、朝服である束帯の一具としては、必ず「笏」が携行の必需品だったわけですが、それがだんだん下位の官人、地下官人にまで及んでいくわけです。



本来、宮廷に出入りするには、朝服（口絵参照【聖徳太子二王子像・宮内庁蔵】）というものを著けなければならないのですが、朝服というののは後の束帯です。しかし、近代以降、特に束帯は宮中の伝統的儀式、大きな儀式のときだけ、用いるようになりましたので、普段は余り束帯姿を目にするということはありません。しかし、江戸時代までは基本的には束帯で、それが平安後期には、参朝（参朝ごと）に朝服（束帯）を着て参内するのが非常に大変だということで、略服である衣冠で参内できるようになりました。ゆえに大きな節会（せちえ）とか儀式にはやはり束帯を着装します。また大きな節会や儀式に参列で

きるのは基本的に高位の官人たちですから、必ず把笏していただきます。

律令制度が日本に導入された時から、官人の服制も中国の隋から導入されまして、律令の服制では笏は必ず服装の一件として携行することになっていました。日本では、奈良時代初期、十七条憲法が聖徳太子によって出された前後、西暦でいえば六〇〇年初頭に中国の隋の服制をそのまま取り入れており、隨の制度のもととが、位階に応じて服の色の差異が全部決められていました。日本でも、その隨の制度をほぼ準用しましたので、束帯には必ず笏をとるようになります。では他の時はどうしていたのかということについては、これは記録はありません。それゆえ常にはどうしていたのかは不明ですが、朝廷に出入りする際には、朝服を著けた際には必ず笏を持っていたと考えられます。飛鳥時代、六〇〇年代初頭から七〇〇年代の平城京、あるいは八〇〇年代、平安京に移ってからもずっとその服制を準用していますので、原則的に江戸末期までは、宮中では、律令時代の服制が用いられていたということですね。

今回のテーマは「笏と神道文化」です。そもそも神道文化という言葉自体が非常に広範囲にわたる意味を含んだものなので、基本的には、宮中、朝廷、その諸々すべてが神道文化の源ではないかなと私は考えております。

戦後、神社本庁が発足して、神社本庁包括下の神社の神職を対象として、服制も、正装である衣冠、男子は衣冠から、礼装の祭服、常装である狩衣、浄衣に至るまで、今では全て神職は笏をとるということになっていきます。その辺は、後で詳しくお話があると思います。しかし、基本的には笏は官人の象徴であり、官人に限定して持たれる物であったという認識をまずお持ち戴きたいと思えます。一般の人が持つ物ではないと。それが時代を経るに従って、象徴的な物として特殊な階級とか分野で持たれるということはありませんが、元々、笏は官人の象徴であったということですね。

嶋津 宍戸さんのお話では、笏が官人の象徴であったということを基本的に確認をさせて戴きました。笏の起源は、中国の周の時代に伝わったという伝承があるようですが、基本的に笏は中国起源の物であるということですね。

次に、笏の名称ですとか材料、形という基本的な事柄についてもお話し戴きたいのですが、元々、笏は象牙で作られていたと伺っておりますがいかがでしょうか。

宍戸 そうですね。元々、笏は象牙を材として使用してました。中国でも象牙で、魚骨、魚の骨であの一枚板をとるというほど大きな魚なんでしょうが、魚骨を使った例もあるようです。しかし、その際は官位の高い者が象牙の笏を使っていたようです。日本においても同じで、大宝元（七〇一）



図版 1. 養老の衣服令による文官礼服
(写真提供：風俗博物館)

年に制定された大宝律令、それを復元するには、その後の養老律令から窺うしかないのである。一番古い律令である飛鳥浄御原令にも少々記録はありますが、確実に律令の全体の条文が復元できるのは大宝令からです。

七〇〇年初頭に決められた大宝律令からすると、その中に決まりとして、例えば、礼服らいふくというのは、朝廷の大きな儀式、新年の元日の儀式や、即位礼などの時には礼服を着用します。これは幕末の孝明天皇の御即位礼までは礼服を着用されたのですが、明治天皇の御即位礼からは朝服である束帯で全員参

列するということになりました。明治天皇以降、礼服は使われていませんが、孝明天皇までは使われていました。その礼服には、やはり象牙の笏でした。非常に大きな象牙が角ばっておらず曲線で、下が直線、上もちよつと丸みをつけて、厚みも上が細くなるんです、牙の形のままで。下の広いところを持つ。古代によく象牙を輸入したと思うんですが、それが持てるほどの人というのは、一般人ではありませんので、官から支給される輸入品を使った象牙を持ち、即位礼、つまり新しい天皇が、御位に就かれたことを対外的に宣するときの儀式の装いとして舶来の物、服制自体もほとんど中国の服制、形を使っています。しかし、朝服である束帯になりますと、元々は、高位の方は象牙の笏、下位の人は木笏というのですが、平安後期には象牙の笏を用いることが難しいので、高位の方までほとんど木笏になったというわけです。記録からみれば、木笏と象牙の笏の起源は次のようです。

嶋津 現在は、笏の材は飛驒の位山（愛宝山）の櫟の木と
いうことを言われますが、あれは古いことなんでしょうか。

穴戸 位山は、元々天智天皇が近江の大津宮を造営する際に、位山から木材を取ったことに由来して、天皇から官位が与えられ、以来位山と呼ばれるようになったという言い伝えがありますね。その後、笏用の櫟（いちい）の材を伐採する山として有名になったと言われていますが、櫟と限定するの

はいつ頃なんでしょうね。元々、木笏であれば、材質の指定はないんですが、寸法も色々で、一尺二寸ぐらいがどうも基準のようです。しかし、一尺五寸とか大きい物もあります。また小さい物もあります。公家の各家々で大きさも異なったりしますし、寸法もまちまちです。また、材質は何でなければ駄目だというのは特にはなかったようです。

嶋津 そうしますと、櫨の木というのは高位の従一位、正一位の一位にかけて、そういう見方ができてきたということでしょうか。

宍戸 櫨の木が云々というのは、後世、縁起かつぎというか、出世するようにと附会したものでないでしょうか。後から付随してきたものだと思います。

木笏といっても木目の話になりますと、木目は柾目でないといけないと、平安後期、鎌倉初期でも、装束に関する書物にも書いてありますし、また、平安期からそんなに時代が下らない時代の別の装束書には全く反対で、板目が正しくて、今、柾目を使っている人はおかしい、といったことが書いてあるものもあります。ゆえに、「笏の木目はどつちが正しいんだ?」と悩んでしまうようなことになります。各公家の家によっても言い伝えが違いますので、笏に関して限定的なことは、ほとんどなかったと言えると思いますね。

嶋津 宍戸先生から、笏というのは官人の持ち物、いわゆ

る、現代で言う公務員が朝廷に参内するときには、必ず持参するものであって、一般の人は持つことはできなかったという基本的な事項を説明して戴きました。

次に、官人の象徴であった「笏」をどうして神職も持つようになったのかということについて、古代の神社祭祀が御専門の加瀬先生に、古代における神社の神階制とも関連しながらお話を戴きたいと思います。

平安時代になりますと、神社に位階を授け奉るという神階制が行われるようになりますが、加瀬先生の論文には、斉衡三（八五六）年に三位以上の神社の神主・禰宜・祝に対して把笏に預かることを定めたことが一つの契機になったと述べられています。神社の神階制と神職の把笏、神職が笏を持つことになったということの関係について、また、把笏、笏を持つことによつて、神祇制度、社会にどのような影響があったのか、例えば、神職の服制ですとか、神職の作法、あるいは神社祭祀にどのような影響が見られたのかということについて、お話を戴きたいと思います。宜しくお願い致します。

神職把笏の制度について

加瀬 加瀬です。宜しくお願致します。

今、嶋津さんからお話がありましたように、神職の把笏は



斉衡三年が一つの契機となるわけです。しかし、実際には、それより前に神職が笏を持つということが許されてきました。神祇官における祭祀を行う職の者が、笏を持つということは、すでに養老律令の制定の頃、つまりちょうど養老年間の頃には確認できます。つまり、だれが持つていいかということの決まりがこの頃定まったわけです。具体的には、神祇官の職事官、要するに神祇伯以下小史までの官、いわゆる神祇官人とか、あるいは宮主については、笏を持つことを許されるわけです。ただ、神社の神職ということになると、これよりは時代が少し下つていきます。その辺の話は、三島安精

氏が『國學院雜誌』第五〇巻第二号に「神職把笏の制について」という論文を書かれています。昭和一九年三月のことですから、六五年前の論文です。半世紀以上の時代に書かれたものですが、基本的な史料を押さえている論文です。三島さんの論文に基づいて見ていきますと、一番最初は伊勢の神宮の禰宜の記録というのが残っています。元号は天平神護です。七六五年、つまり八世紀の中頃のことです。『大神宮諸雜事記』という書物の中に「天照坐伊勢皇大神宮禰宜、自今以後まさに把笏せしむべきなり」という記述があり、この史料によれば、神社の神職に対する個別的な把笏の許可は、伊勢の神宮から始まったといえます。これ以降、神職の把笏ができる神社の対象というのが朝廷によつて個別に選定されていく流れができてゆきます。これがおおよそ一〇〇年間で。なお、先ほど申し上げた伊勢の神宮の神職の把笏の始まりについては、もともと神宮には大宮司がおり、後の史料をみると官位相当の職なので、禰宜より先に大宮司が笏を持つていたことが想定できます。

それ以外の神社では一体どのような状況であったのかという話になりますと、神宮以外で一番最初に把笏できた神社は京都の賀茂社です。賀茂社は天応元（七八一）年に把笏が許されました。これを皮切りに、他の神社でも神職が笏を持つても構わないということになってくるわけです。ただ、把笏

を許される神社・神職の数はそれほど多くありませんでした。今の我々から見ても、古代から特に朝廷の崇敬を受けてきたような神社、あるいは経済的にも朝廷から特別な扱いを受けていた神社の神職が個別に許されていたという状況だった訳です。

ところが、先ほどお話のあったように、斉衡年間に入ってきた時に朝廷が大きな方針転換を行いました。斉衡三（八五六）年に従三位以上の神階を持つ祭神を祀る神社について、神職が笏を持つことが認められるようになったのです。これが神職把笏の一つの転機になったと言えるわけです。把笏を認められた神社、例えば、伊勢大神宮・賀茂社の他、摂津の住吉社や河内の枚岡社、それから常陸の鹿島社、下総の香取社などの神社以外では、笏を持たないで作法する。つまり手をこまねいているわけで、基本的には又手の状態でずっという、必要に応じて手を動かしていたということが想像されます。把笏が広く許されることにより、そうした状態が克服される機会が設けられたわけですが、しかし結果的には、朝廷は、各神社の神威を増すためにと言って、全ての神社の神職に笏を授けるような措置は執らなかつたのです。

神階というのは、正一位稻荷大明神のお話でも有名なように、神に対して位階というのを授け奉るといふことですね。実際のところは、三位以上の神階奉授を受けた神社数とし

ては、斉衡年間の時点で、史料の上から窺えるだけでも三七社です。数としてはそれほど多くはないと思いますが、そうは言っても、天平神護の時代に比べて神階が奉授された神社数が増えてきています。特に仁明天皇の時代、つまり九世紀の半ば位からは、畿内を中心とした多くの神社に神階が奉られるようになりました。この多くも少なくとも数の神社が三位以上になっていたゆえに、笏を持つ基準になったのでしょう。

ただ、当時、神社の神職が笏を持つのは、特殊と言えれば特殊なことでもありました。先ほどの穴戸先生のお話にもありましたように、基本的には、笏というものは官人、あるいは、官人から幅が広がって直接朝廷に奉仕するような人物が持つというのが基本でしたが、その中に、要するに朝廷に直接奉仕しない神職、つまり神社で神に仕える神職が笏を持つことが特別に許されていたという状況が生じた訳です。ですので、言うまでもないことかも知れませんが、神職というのは実は、既に広義の意味で朝廷の祭祀を行うための職掌の一つであったということがこの把笏一つ取ってみても、端的にわかるといふことです。「笏」というのはまさに官に仕える人々のシンボルという意味合いも持っていたのです。ゆえに神社の置かれた社会的な位置づけ、朝廷から置かれた位置づけというのが、非常に重かつたことが、ここで少なくともよく理解で

きると思います。それが九世紀の半ば、把笏の対象となる神社の神職の数が増加してくるという事象に結びついてくるわけです。

実はその後、神階が三位以上の神社も数が随分増加します。さきほど三七社と申しましたが、この三七というのも……数え方によって若干の前後動はありますが、斉衡年間からわずか三〇年ほどで三位以上の神階を持つ神社数が倍増します。神階が三位以上の神社数が倍に増加したということは、実は笏を持つ神職も、それに対応する形で増加する訳です。要するに、神社の神職になると笏を持つことがたやすくできるという状態になってきました。

ただ、神社で笏を持つことができるのは、誰でもよいというわけではなく、「雑色」と呼ばれる、いわゆる朝廷の下級役人で、なおかつ神職である者だけが、把笏できることになっていました。ですので、本来、別の仕事があるべき役人たちが神職になって笏を持てたということでもありました。そこで、女性を神職に任用することで、その数を抑制しようという動きも出てくるわけですが、つまり、そうした動きから言えることというのも、やはり把笏ということがいかに、特に神社とその周辺の人々の中で特別な位置づけにあったかという事です。

嶋津 そうですか。では、受け止める神社側の意識として

はどうだったんでしょうか。

加瀬 笏というものの特殊性というものは、朝廷につかえる者が持つ、というところに求められるのですが、そうした者が笏を持てる神社は、実は、公のものであるということがいえる、逆に言えば、つまり神社は当時から、公共性を持っていたということになると思います。神社の公共性はいろいろいえますが、神職の「把笏」という一つの事象を通じてもうだといえるわけです。そもそも、神社に公共性があつたからこそ、笏を持つことができた、ということになるかもしれません。

つまり、「把笏」ということが実は当時としては社会的にも特別、格別な扱いだったということになってくるかと思えます。要するに、地域によっては、笏を持てる人物が神職くらいしか周辺にいなかったということも想定できます。神社の鎮座する地域の人々にとつてみれば、神職の威厳はひとときわ高いものにつつたことでしょう。笏に対する神職の意識は、実はそうした点が今でも影響を及ぼしているのではないかと、私個人は考えてはいます。

嶋津 加瀬先生、ありがとうございます。

笏を持つ者は官人であると。その中で神職は、その官人としての待遇を受けたということなのでしょう。朝廷のお祭りを行うという意味で、公の行事を行い得る、公の存在とし

て笏が利用されていったということですので、笏を持つから
どうのというのではなく、制度的にそういう立場であるから
当然それを許されたと理解して宜しいのでしょうか。

加瀬 そうですね、朝廷による祭りをを行うことに注
目すれば、広義の意味での役人という意識の中に、神職は入
っていたということになるかと思えます。ただ、笏は神職な
らば誰でも持てるような位置づけではなかつたという
ことも同時に分かりますので、全ての神職を重要な朝廷の構
成員とするまでには至らなかつたのかも知れません。そして
そのような神職か、そうでないかの線引きは便宜的なものだ
つたでしょう。勿論、神宮などは例外ですが。祭神の神階
が三位以上の神社に限つたのも、神社の公共性の高さに着目
したためなのでしょう。

嶋津 加瀬さんのお話を伺っていますと、古代の神社制度
との関わり、あるいは、神社の祭祀が国家の祭祀として位置
づけられる、それも全部が全部というわけではありませんが、
朝廷に縁の深い神社、国家に特に靈験のある神という形で神
階が授け奉られる神社があるという時代の中で、神職に把笏
が許されているということは、神社が公の存在であるからこ
そ、そういう面に神社としてのあり方を象徴するというもの
です。

把笏が許されるというのはそういうことを象徴しているの

だと理解致しました。ここで神職の把笏という話が出ました
ので、現在の我々の作法にもつながると思うのですが、朝廷
での神拝の作法、神様を拝むときの作法として笏法というの
がある意味重要だと思えます。神様を拝む際には必ず笏をと
つて拝礼をするようになっていいると思えますが、ここで宍戸
先生にもう一度、特に天皇陛下下の祭祀に関する御作法をお調
べになつておられると伺っておりますので、そのあたりのお
話を聞かせて戴けませんでしょうか。

天皇の御拝作法と笏

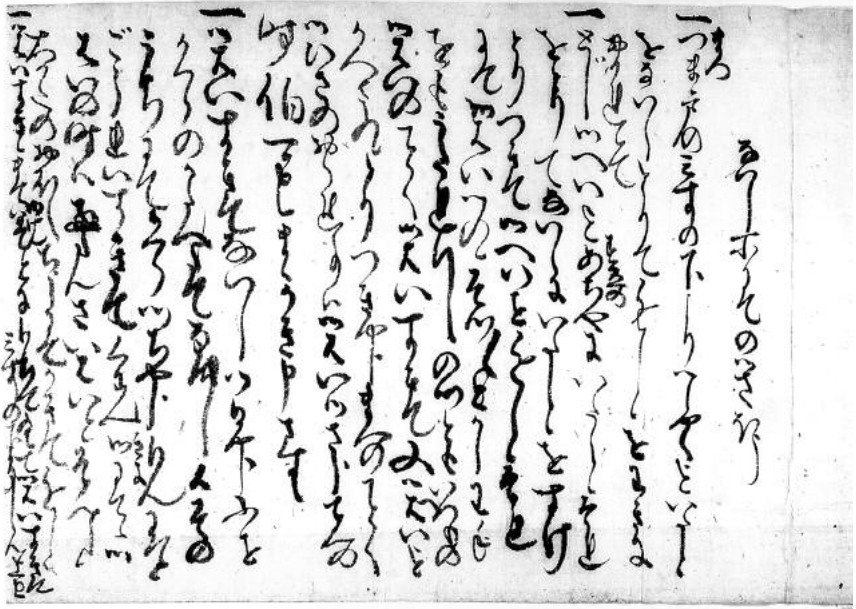
宍戸 私は、ここ十年程、東山御文庫に収蔵されています
歴代天皇宸筆の宸記類、つまり天皇がお書きになつた御記録
などを中心として、色々拝見しながら研究をしています。江
戸期の御所は京都ですので、御所が町中ということもあつ
て、度々、御所自体が焼失しております。つまり火災によつ
て伝来の文書類、御記録類が古いものはあまり残っていま
せん。江戸時代前期の寛文年間前後二〇年の間だけでも御所は
三度焼けていまして、ほとんど伝来の記録類を焼失していま
す。当時の後西天皇様が非常にそれを嘆かれまして、御所中、
公家から天皇様御自身も含めて、皇族方まで手分けして、い
い記録を集めまして筆写作業を続けた結果、今の東山御文庫

に数万点の記録類が所蔵されていますが、そのほとんどが寛文以降の筆写本です。けれどもその中には非常にいい物が残っています。そういう中にわずか数点と言つてもいいぐらい、天皇がお書きになった歌や天皇の御拝の作法書きですとか、特に内侍所での作法など、応仁の乱以前のものも数点はあります。元々は御所にあつた物が、縁の方々にそれを下賜されたりもしています。これは御所だけで管理していますと、御所が焼けた時に折角の記録類が燃えてしまいますから、なるべく書物を分散させるようにした訳です。

ある意味、下賜制度のよいところですが、重要な書物でも一カ所に纏めて置かないで、何カ所にも分散させておく。こうした書物を頂戴できるのは皇親の方から近衛、九條、二條、一條、鷹司という、いわゆる五摂家の方たちですが、その五摂家の方々でも御所の周辺にある本邸と、鴨川の辺りにある河原御殿とかに文庫を設けて、本邸が焼けても別邸の方が残るようにして、なるべく書物が全部失われないような手段をとつて、色々残そうとされた結果、現代までこういった書物が残っているということです。東山御文庫の記録類には貴重な物がありまして、近年、東京大学史料編纂所の田島公教授らによつて調査報告がなされています。それ以前に私は平成二年から十年まで九年間ほど通いまして閲覧を致しました。宮内庁でも戦後の仕事として、昭和二六年ぐらいから御文庫

に伝えられた貴重な文書をマイクロフィルム化しています。昭和二六年当時は、まだマイクロフィルムが国産でない時です。で、アメリカからマイクロフィルムを取り寄せて、それを使つてフィルムに焼き写すという作業を行っていました。今上陛下の御即位後、平成五年頃から天皇の神祇関係宸筆記録類が漸くマイクロ化されて、私もマイクロフィルムリーダーで拝見しました。戦前はとも我々が拝見することはできないものでしたし、戦後においても、本当に重要な物は敢えて撮影していなかったのかも知れません。

この宸筆類は平成六年以降順次、マイクロで拝見できるようになった、その中に随分いい史料がありまして、例えば、お手元にコピーをお示ししていますのが、正親町天皇がお書きになったものです（図版2 東山御文庫蔵 正親町天皇宸筆）。正親町天皇は弘治三年（一五五七）に踐祚され、天正一四（一五八六）年に讓位されております。一五〇〇年代後半の方ですが、それ以前には、京都市中を中心に応仁の乱（応仁元（一四六七）年）十年間程）がありました。京都では戦乱でほとんどが焼けてしまつていたのですが、幸いにも今の京都御所の一角の辺りは応仁の乱の戦乱には焼けなかつた。ですから、割と古い史料も江戸初期まではあつたはずなんです。江戸に入つて寛文頃の二〇年間、三度の火災でほとんど焼けてしまいました。そういう中で江戸初期、近世、



図版2. 正親町天皇宸筆「内侍所にてのご作法」(東山文庫蔵:宮内庁提供)

桃山期、応仁の乱以降、桃山期から江戸初期までのものが僅かではありますが現存しています。特に正親町天皇の頃のものには結構数多く残されております。これは応仁の乱の後の歴代天皇は本当に記録を残すことに配慮をお遣わしになって、御自身ですべて行事もなさいますし、その記録もなさいました。それを、後の天皇となる親王方にお与えになって、こういうふうにしなさいということを綿々とお書きになっていきます。その中で史料としてお示したものは、正親町天皇が、御子である誠仁親王が御即位寸前に薨去されたため、その御孫である後陽成天皇に下さった物です。後陽成天皇は一六歳で即位されましたが、祖父である正親町天皇は既に六八歳でいらつしやつた。そういう中で連日のように、正親町天皇から後陽成天皇に、祭祀の作法はこうしなさい、次の行事の次第はこうしなさいと、毎日のように御文を送られて、御指南なさっている勅伝書があり、「内侍所にてのご作法」というものもあります。

簡条書きになっておりまして、今お示しているものは一枚物をちよつとコピーしたものですので見難いかもしれません。その一つ目に、「まづ、つま戸の御簾の下より御笏を出し候」と。で、「内侍とりてしんじ候」と。「わきに置かれ候て」と。ここでまず、「御笏」は、出御のときは御装束はお召し替えになります、御拝ですと御束帯、黄櫨染御袍の御

束帯を著けますが、臣下と違いまして、陛下の場合は出御の直前まで笏はお持ちになりません。出御の直前に侍従から笏を受け取りまして、それを持たれて内侍所にお入りになるわけです。その部分が一つ目の最初のところに書かれています。

「まず、内侍所をつま戸の御簾の下より御笏を出し候」と。「内侍とりてしんじ候」とあります。お付きの方が内侍さんに取り伝えられた物を陛下にお持ち戴く。ですから、やはり天皇であつても神を御拝するときには必ず把笏されるということがこの記録でわかるわけです。これが正親町天皇の宸筆によるものですが、内容としてはそれ以前の時代に書かれた物をお写しになっていきますので、それ以前からなさっていたということが窺えます。やはり、神に御拝するときにも、まず笏を正しく持たれて拝をなさる。「笏」というものの意義がそこにあると思うのですが、笏の重みというのがこの一事から伺えます。

嶋津 戦国の終わりから桃山時代にかけて御位にあつたのは正親町天皇ですが、正親町天皇のお残しになった内侍所の作法の中で、まず神様に接するときには天皇であつても笏を正して拝礼をされたということを記録から御紹介して戴いた訳ですが、これまでの話は、古代の服制に定められた笏の姿、それから神職が笏を持つことを許されたことの意義についてお話を戴きました。さらには天皇の親拝の御作法における笏

ということにも若干触れて戴きました。

次に、私も現在の神職とつての「笏」ということについて考えてみたいと思いますが、それにはまず明治以降の神社制度というところに触れていかねばなりません。

そこで、近代の祭式を中心とした神道史が御専門の星野先生と高原先生にお話をお伺いしたいのですが、明治以降、神社祭式が定められ、また行事作法が整備されます。その中で神職が笏をとることが定着していきますが、どうして把笏が全神職に許されていったのかということについてお話を戴きたいと思います。

先ほどの加瀬先生のお話を伺っておりまして、古代における神社というものは、まさに公の存在であるということを通じておられました。明治初年には、神社制度は「国家ノ宗祀」であると定義づけられてまいりますので、笏を持つということが、国家の祭祀、つまり公の祭祀に奉仕するということから持笏が許されたのではないかと感じております。その点から、まず星野先生には制度面での話を伺いまして、高原先生には、近代における神職の作法がどのように整えられてきたのかということについてお話を戴きたいと思えます。まず、星野先生から宜しくお願い致します。

近代における神職把笏の制について

星野 星野です。明治維新以降、神職が公に笏を持つことが認められるようになったという点について、まず、近代の把笏の制がどのような法令によって定められたのかということをお話したいと思います。

その法令は何かと申しますと、明治二十七年一月三十一日に公布された勅令第六号「神官神職服制」です。この勅令によって、神職は祭祀に着用する服、および、それらの道具として別表に、櫛、柎、柎の類の木笏を用いることが明記されました。

この服制が定められた時期ですが、明治二十四年七月には、「府縣郷村社神官奉務規則」（内務省訓令第十二号）が、同年八月には「官国幣社神官奉務規則」（内務省訓令第十七号）、翌二五年三月には「官国幣社神職試験規則」（内務省訓令第四号）などが定められており、一連の神職に関する改革がなされていった時期にあたります。

さて、この服制が制定された理由については、前年の明治二十六年二月二十五日に内務大臣井上馨から内閣総理大臣伊藤博文に提出された上申書には、概ね次のようなことが述べられています。



- ① 維新以前は、大社は勿論、府県郷社に該当する神官でも、概ね従五位相当の衣冠を着用し、村社以下の神社でも神道長上家より狩衣浄衣の類を着用していた。
- ② とりわけ、衣冠は官服であるため、その制度は甚だ厳格であった。
- ③ 明治五年第五三九号、六年の四一号、三五九号などの布告によって、衣冠は一般の礼服とすることを廃し、祭服と改め、神官の礼服とした。
- ④ 衣冠の着用は従前の制に従う筈であったが、その差別が厳格でなかったために、近年は旧来の制が乱れる

ような状態になった。

⑤ さらに、宮中の参内などに神職、神官が、狩衣、淨衣の類を着用するなど、儀式を違えるものも現れた。

⑥ また、神官神職には位階があると言っても、従前の位階に比べるとその位は低くなるため、神前奉仕において、従前の位階相当に依拠させることは難しい。

⑦ また、明治一七年頃には勅使の祭服も制定されたこともあって、神職としても、勅祭などにはそれ相應の着装を心掛ける必要があつたこと。

明治維新以降、神職の服制に関する法令は、まず、明治五年一月に、太政官布告第三三九号「衣冠ヲ以テ祭服ト定ムルノ件」、そして、明治六年二月に太政官布告第四一号「従前ノ衣冠ヲ祭服ト致スヘクノ事、狩衣、直垂、淨衣等ヲ祭服代用ニ関スル件」が出されています。明治五年の段階で、衣冠の名称を廃して祭服と改め、神職のみが祭祀においてこれを着用する旨を布告したところ、翌六年二月には狩衣、直垂、淨衣などを祭服の代用として使つてよいということになり、そして同年一〇月の第三五九号「神官大礼服着用ノ節ハ祭服ヲ用シム」ことが布告され、神官は礼装である大礼服を新たに調製しなくとも、祭服を用いることが許されました。しかし、その祭服が宮中参内などの儀式に正しく着用されていなかったわけです。また、維新以前に府県郷社に当たる神社の

神官が概ね従五位下であつても、この明治二七年当時では、官幣大社の宮司でさえ従六位ですから、旧来の位階に相應する衣冠をそのまま用いることは難しいわけです。そうしたなかで、明治一七年五月には、宮内省達乙第四号によって、神宮や官国幣社、山陵の祭典に参向する勅使の服制を官位に依じて細かく定めました。

こうした事情をうけて、神職の服制として、正服、略服、齋服が定められ、それぞれ大礼、小礼、公式の祭祀の場合に着用することとなりました。しかし、なぜこのとき、略服となる狩衣に至るまで把笏が義務づけられるようになったのか、把笏が許されるようになったのかということは、現段階ではわかつておりません。

ちなみに、明治六年三月に式部寮達番外の「官幣諸社官祭式」、明治八年四月の式部寮達「神社祭式制定」が出されますが、両祭式とも行事次第、調度等についての説明はありませんが、把笏については全く触れられておりません。

今回の座談会のこともあって、私の方でも把笏に関する法令史料を種々見ましたが、どうも神職服制、それ以外の制度においても、把笏に関するものはありません。そもそも、この把笏自体が、明治維新に至るまで、一体、どれだけの神社に許されていたのかということも分からない。先ほど加瀬先生からも古代、中世のお話がありました。その後、近世に

至つて、神祇官代として神職の統制・管理に関与していた吉田家や、白川家などが、どのように把笏を許していたのか、或いは当の神職がどのように認識し、笏をいかなる場合に用いたのか。『神葬祭大事典』（戎光祥出版、平成九年）に掲載された吉田神道による神葬祭の解説書、『神祇道葬祭口伝之巻』を拝見しますと、喪主が笏を把つて拝礼している図がありますので、少なくとも吉田流の祭式では笏を用いていたことがわかるのですが、詳しいことはよく分かりません。

先ほど少しお話にもありましたが、明治四年五月一四日の太政官布告で、神社は「国家ノ宗祀」であることが明言され、神官神職は国家の管理となり、国家に官吏に準ずる身分であることを踏まえれば、把笏も当然である、ましてや明治五年の段階で、正三位の神宮祭主から無位の神職に至るまで、衣冠の着用を許されたということを考えれば、当時はすでに笏を持つことについても違和感がなかったのではないかと、という見方もできるのですが、実際は、そうでもなかったということが指摘できます。

では、維新後、明治二七年に至るまでに神職の状況はどうであったのか。このことについて、祭式作法の書籍から少しく話を進めてみたいと思います。

まず、明治一七年一月、神官神職服制が出される一〇年前の明治一七年一月に刊行された木野戸勝隆が著した『祭式摘

要』という本があります。木野戸勝隆は矢野玄道の門人で神道事務局が出来た際には大宮支局長を務め、明治八年から浅間神社の主典兼権訓導、この本を著した時期は皇典講究所で文学部助教を務め、修身の正課を担当していました。後に木野戸勝隆は神宮少宮司や賀茂別雷神社宮司を歴任する人物ですが、本書は勝隆が修身の教鞭をとる傍ら、皇典講究所で聞きしたものを記したものであると自序で述べています。

同書では笏の説明について、修祓の祓詞と祝詞奏上の際、それらを持ち添えるものとして用いることが記されています。その説明には、

祓主が祓座について一揖した後、懐中している祓詞を取り出し、（笏あらば持ち添えて二拝し、笏をば右かたわらに置き、祓詞を左傍らに置いて云々）

とあることから、祓主が「笏あらば」とあるように、笏を持たない場合があることが分かります。また本書では、修祓や祝詞奏上以外、例えば玉串拝礼などには笏を用いることが記載されていないことから、この時期の笏は祓詞や祝詞などを執り添えるものとして用いられてきたことが窺えます。

また、その翌年には、皇典講究所祭式教授である山田有年校閲で、同祭式助教でありました徳岡久遠の『祭式所作詳解』

が出版されています。本書についてはすでに、中澤伸弘先生が翻刻・解説されていますが、山田有年、徳岡久遠の両氏とも式部寮掌典補を務めた人物であり、このような式部寮において、神社などの祭祀の執行に深い関わりのある人たちが皇典講究所の祭祀を担当した訳です。

この『祭式所作詳解』において、笏法で注目すべきことは、齋主、副齋主は笏を持つものとし、その他の齋員は笏を持つべきではないとしています。但し、衣冠着装時にはすべて笏を持つべきとしており、把笏の条件を示している点などは、衣冠着用時の把笏については、先例のあることとして認め、狩衣を着用する際の把笏は、故実にないためにこれを認めなかつたのではないかと考えられます。また、中啓、これは扇の一種ですが、これは持つべきではないとも述べられています。例えば、明治一七年に勝山健雄という人が書いた『祭典略解』という祭式書のなかで、次のようにあります。

神拝には笏を用いるべし。今世、扇を把て拝すれど、古儀かなわす。笏のなきときは手を拱こまねいて拝すべし

そして、扇ではなく笏を持ち、笏を用いない場合は、先ほど加瀬先生のお話にもありましたように、手をこまねいて、拱手して行うべきであるということがあります。拱手とは、

中国の敬礼作法で、両手の指を胸の前で組み合わせて礼をすること、ちよつと叉手に似ており、今日の叉手よりは高い位置にあるのかも知れませんが、叉手に似たような作法である拱手を以て行うべきことが述べられています。

このように、祭祀服であつても、狩衣などの着用の際や、齋主や副齋主以外の際には笏を用いないなど、限定的な笏の用い方が主張されている一方で、全面的に笏を用いることを説明する人たちもいました。明治二年には平田派門人であり白川家の学頭を務めた古川躬行の『神事略式』では、「拝・揖の所作にいたるまでいるかせにすべからず」とあり、拝や揖の所作を「いるかせ」つまり、「なおざり」にするべきではないことが述べられています。そして、神拝作法としての拝や揖の所作を説明しているのですが、揖は正笏して行うこと、また祓詞や祝詞は暗誦し、覚えられない場合は備忘のために笏紙を用いることなどが述べられています。今日では祝詞は目通りに持つて奏上すると規定されていますので、祝詞まで笏紙で張りつけて用いるというのは面白い作法ではないかと思えます。また、笏は備忘のために用いるほか、揖などの所作に笏を使うことについても述べています。つまり、揖のときに使うということは、齋主、副齋主にかかわらず、祭祀に関わる祭員全てが神拝作法に当たっては笏を用いるということを述べているわけです。

明治一七年という年は非常に多くの祭式書が出た年でありますが、冷泉為紀という宮内省御用掛、後に神宮大宮司になった人も、この年に『祭典作法』という本を著し、笏について祭主を初め、祭員全てが拝や掛を行う際に笏を用いることを述べています。

以上のように、祭式の作法の面から、拝や掛を行うから正笏をする、つまり拝と掛を行う際には、笏を用いるとする主張がなされていることが分かります。こうした立場からすれば、明治二七年当時、狩衣を用いた場合でも祭式作法の観点上、把笏することに差し支えはないと考えられていたのかも知れません。あるいは単に、衣冠だけでは不均衡であるから狩衣着用の際も把笏すべきだという考えであったのかも知れません。いずれにせよ、神職が皆、扇や拱手ではなく把笏をすることになったのは、明治二七年に完全に確立され、笏の歴史において一つの画期を迎えたと考えています。ただし、その画期がどのような社会的、文化的な連続性の下で出現してきたのかということは、もう一度検討する必要があると思つていきます。明治期、ひいては近世において、どの身分の神職がいかなる服装のもとで把笏をしていたのかということ、は、やはり本日のテーマである「笏と神道文化」という問題を検討する上で、今後、非常に重い課題になるのではないかと感じた次第です。

嶋津 星野先生からは、明治二七年に定められた「神官神

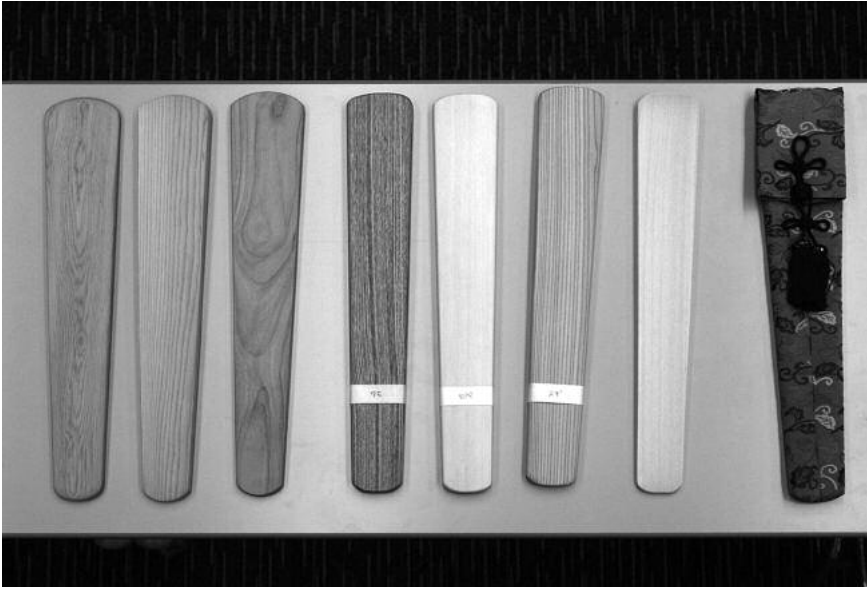
職服制」が神職把笏の一つの画期であるという指摘を戴きました。特に明治初年から明治二七年までの祭式作法書等を逐次検討されて、突然神職把笏が定まったわけでもなく、笏を用いるのは、祭主、副祭主に限ることであるとか、衣冠の場合に限るというように、一律に把笏が許されたわけではないということも、きちんと資料を押さえて説明をして戴きました。また、近世の把笏はどのように許されたのかということも検討して戴いた訳ですが、これについては史料等が非常に少ないということも指摘戴きました。この点については、今後の研究を待たないといけないわけですが、次に、高原先生から、笏の作法について、明治以降どのように整備されていったのかという点についてお話を戴きたいと思つています。

笏法の変遷について

高原 高原です。宜しくお願ひします。

作法の話をする前に、笏を何枚か持つてまいりましたので、まず、皆さんに見て戴きながら話を進めたいと思つています。

檜、櫟の柾目、板目、桜、杉、ヒバ、タモと持参しましたが、それぞれに違いがあります。先ほど矢戸先生のお話のなかで、位山の話が出ましたが、笏の材質という点に注目して



図版3. 様々な材による笏

見ていきますと、やはり櫟の木質が優れているのではないかと。それは櫟の笏というのは、木自体にツヤがあって美しく、重からず、そして軽からず、作法するにも扱いやすいと思います。

ちなみに櫟というのは非常に成長の遅い木でして、一〇尺（約三メートル）ぐらいいなるのに一〇〇年とか一五〇年とかぐらいいの年数がかかるそうです。それぐらいい経たないと笏の用材にはならないようです。それはなぜかと申しますと、笏は、どうしても節のない、無節の良いところを採りますから、太く大きい幹からでないと笏の材は採れないわけです。それだけ貴重というわけです。

それと櫟の木は、位の高い木と言われていて、よく床柱なんかに使ったりします。床板、例えば柿とか栗のように、足で踏むような床材には使われません。そう言った位の高い木であるということ、そして耐久性があるということ、更には先ほどお話したように、光沢があるという点で櫟が一番いいのではないかと。先ほど、星野先生からも話がありました、神職の服制の中で木笏は櫟の類とされているのも、そのような材質としての意味もあるのではないのかと、私なりに解釈しております。

次に笏の木目のことですが、柾目と板目、これは宍戸先生が触れられましたが、北海道の神職で鎌田先生という方がい

らつしゃいまして、道内の櫟の木で笏を製作されています。その方に聞きますと、板目の持つ自然の美というのでしょうか、確かに柾目はきれいだが見ていると飽きると。板目の一本しかない自然の美というのか、そういうのがいいのではないかとおっしゃっているのと、製作していつて仕上げている段階で、思わぬところでひびが入ってしまうのが柾目なんだそうです。そういう意味で、板目の方が比較的丈夫なのかもしれない。

次に、明治以降の笏法に関してお話させていただきますが、神職は把笏をして作法を行うわけです。それは当然、近代に

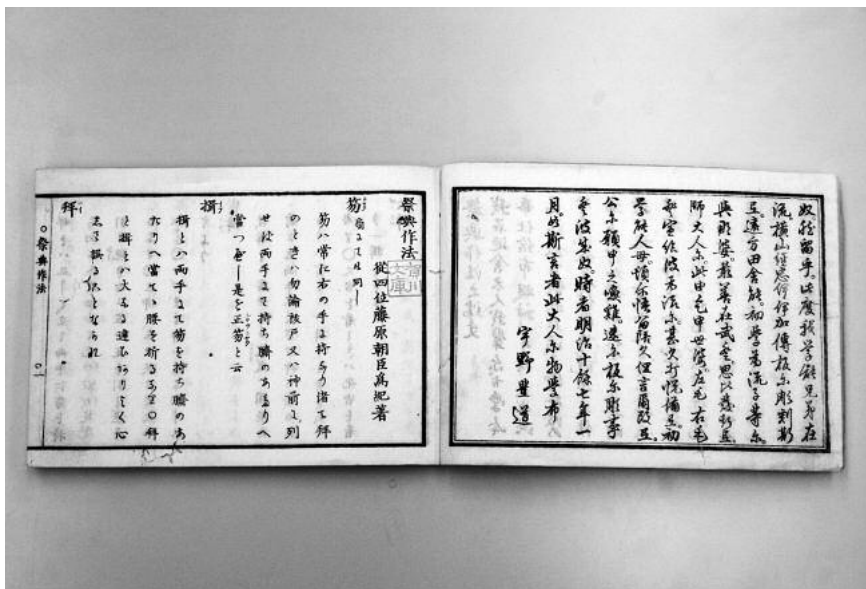


において神社制度の中で定まってきました。神職の把笏が定められたのは、星野先生が述べられたように、明治二十七年です。しかし、明治四〇年の「神社祭式行事作法」にならないと、笏法というのは公的には定められません。

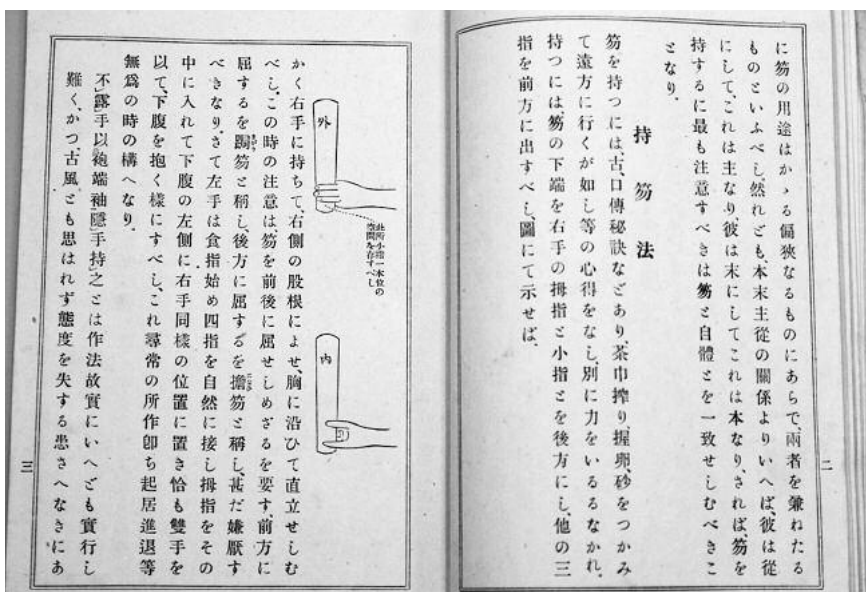
明治六年三月に式部寮達番外の「官幣諸社官祭式」を経て、明治八年四月一三日の式部寮達「神社祭式」制定によって次第が定まるわけですが、その明治八年からの約三〇年間との間は、公的に笏の作法というのは定められていません。ではこの段階で、どういうふうに作法を行っていたのかというと、恐らく民間の祭式書、つまり神職や国学者が著したような祭式書を参照しながら作法を行っていたのではないかということが考えられる訳です。この点は先ほど星野先生も引用されていましたが……。

星野先生の引用された祭式書とも重なりますが、あえて申し上げますと、まず明治初年に幾つか祭式書が出版されています。例えば、『神事略式』とか『祭典略』、それから六人部是香の『神祭式』だとか『私祭要集』など、明治初期の祭式書では、笏法、笏の取扱いに関する言及というのはごく僅かしかありません。

その後、明治一七年には、先ほど星野先生が指摘されたように、多くの祭式関係の書が出版されますが、その頃になり



図版 4. 冷泉為紀『祭典作法』



図版 5. 『改定祭式作法教本』

ますと、笏の扱いというものが少し重視されてくるようになります。例えば冷泉為紀の『祭典作法』です。この『祭典作法』では、冒頭に笏の扱いが述べられています。それだけ笏の扱いが重視され始めたと言えるのではないのでしょうか。

そして明治二〇年代になりますと、一段と重要視されてきたのではないかとわかります。先ず二〇年に『府県郷村社祭典式』という書が出されます。兵庫県の神職北垣弼が編んだものです。この書では、正笏する場合は拝揖をするのとあります。また、笏を右の腰に差す時は拍手をする時で、右に置く場合は祝詞奏上する際の作法だとしています。この書は笏の一種の作法とその状況を説明しているものです。それから、兵庫県の廣田神社宮司、皇典講究分所教授などを務めた高階幸造氏、ちなみに樞原神宮宮司や神社本庁事務総長などを務め、『神社祭式同行事作法解説』初版の編纂にも関わった高階研一氏の父上ですが、その高階幸造氏の書かれた『通例祭典式』が明治二七年に出されます。同書では作法の名称はありませんが、笏の扱いについての言及があります。無笏、笏を持つていない場合は拱手、手をこまねいてやる、ということが書かれています。それから、熱田神宮の宮司を務めた角田忠行が序文を寄せている『祭典作業略式』（二八年刊）では、正笏という言葉が出てまいりまして、持ち方の説明がなされています。それが明治二〇年代の笏法の概観

です。

明治三〇年代になると、笏法が充実してきます。どういう意味かというところ、作法の名称が定着してきます。半井真澄という京都の神職ですが、半井のまとめた『神職宝鑑』（三二年刊）では、「把笏」ですとか「正笏」、あるいは「笏の置方」「笏の取方」という風に名称を定めて論じています。同時に作法の図解もかなり懇切に記されております。それから、中垣孝雄という方の『祭典作法』、これは三四年に出された物ですが、「作法ノ部」冒頭で「把笏」、「正笏」、「笏ノ置キ方」、「笏ノ執リ方」を扱い、そして、三六年の『祭典必携』、これは愛媛の玉井正景という方が書いたもので、それは作法が詳細に記されています。三八年の『祭典作業大成』、これは大神神社の主典を務めた葛城俊治と鈴木信隆によるものですが、これも実に笏法が充実しています。更に「笏ノ規則」という心得まで記されております。同じく三八年のものとして『改定祭式作法教本』という岡山県で開催された神職講習会のテキストがあります。冒頭で「持笏法」とか、「置笏法」ですとか、作法の名称なんかもきちんと定まっています。丁寧な笏に関することが書かれるようになります。

そして明治四〇年前後に神崎一作と梁川保嘉による『祭典式作法』というのが出るんですが、そこでも実に詳細に笏法が書かれています。このように祭式書の経緯を概観するだけ

でも、だんだん年を追うごとに笏の扱いというものが重視され、洗練充実されてくるわけです。そういう経緯、背景の中で明治四〇年の「神社祭式行事作法」の制定に至ったのではないかと私は考えています。

それと、明治の祭式書から見えて言えることは、祭式書によつては、神職の身分によつては笏を持たない、手をこまねいてやれということが書いてあるものもあります。中には、中啓を持つて作法をせよと指定しているものもあります。権田直助の祭式書では、大抵、中啓を持つた作法を想定して書かれています。ところが星野先生が先程紹介された、皇典講究所で用いられていたとされる『祭式所作詳解』というテキストには、中啓は用いないということがあつて、中啓を容認する考えと、そうじゃない、やはり笏を使うんだという考えがあります。その中でいろいろな対立もあつたんでしょうが、あくまで笏に一本化されて、明治四〇年の「神社祭式行事作法」の中で笏法という形で定着したのではないのかなと思うところがあります。

そのことに関連して、明治八年の神社祭式が定まる前の段階で、当然、今言つたような、『神事略式』とか『祭典略』とか『神祭式』という明治初期に出された祭式書を参照していたと考えられますが、それはあくまでも民間の祭式書です。これに対して官製の祭式書として近衛忠房と千家尊福の書

いた『祭儀』という本があります。但し、阪本是丸先生も既に指摘されていますが、実際には式部寮とか教部省の官員が纏めたものだと思いますが、この『祭儀』に「カ所だけ笏のことが出てくるんです。それが、両段再拜の箇所です。笏を正し」という文言が出てきますが、付箋が張つてありまして、その付箋の下に「笏あるいは扇を捧げ」とあつたものに付箋を張つて、「笏を正し」とわざわざ修正しているんです。これはちよつと深読みなのかもしれませんが、神職には、扇ではなく、やはり笏なんだという意識が民間はもとより、祭祀制度を作つた官員達にもあつて、後に笏法の制定に繋がつていったのではないかなと思われまます。

ともあれ、それ以降、昭和一七年に「神社祭式行事作法」が改正され、戦後、神社本庁の規程という形になつて変遷を重ねるわけですが、笏法自体に大きな変化、変遷はありません。強いて言うならば、これは皇學館大学の安江和宣先生が指摘されていますが、明治四〇年の置笏というのは、一旦、左の方に笏を寄せて、それから改めて右脇に置いていたようです。それも一七年に改正されて現在に至るわけですが、それぐらい変化というのはなく、明治四〇年以降、笏法に関してはそれほどの変遷はないのかなというところです。

神職家としての笏

嶋津 星野先生の服制に関してのお話、それからまた高原先生も、同じく民間の祭式書等を見ながらお話を頂戴しました。

明治四〇年に至るまでの祭式作法の変遷のなかにおける笏の取扱い方ですが、明治初めから一〇年代、二〇年代、三〇年代と、年代を区切つて祭式書の中の笏の作法について詳しく調べて戴き、三〇年代になると、ようやく笏法の名称があらわれてくる、また図解等も出てくるということが挙げられると思います。それから、明治四〇年代に定められた笏法で、大体大きく変更されることなく今日まで笏の作法が続いているということですね。これも両先生から、史料に基づいて説明戴きまして、非常によく理解できました。

ここまでは、笏に関する基本的な意味と歴史、それから、神職が笏を持つて神事を行うということについて、近代以降の例について、お話を戴いたわけですが、神事と笏ということに限定して話をお伺いをしてみたいと思います。現在、神様を拝礼するための道具、神事の具として、笏は認識されているわけですが、祭祀、神祭りを象徴するものとみなされていた例については多くの類例は見出すことはできませんで

した。

管見で甚だ恥ずかしいのですが、伊勢神道の神道五部書の中に『御鎮座次第記』というのがありますが、『御鎮座次第記』には外宮の相殿の天児屋命について書かれているところがあります。そこには「霊形」と書いてあります。これは御霊代の形だと思ふんですが、「霊形は笏に坐す」とあります。また、同じく神宮の例ですが、『建久年中行事』を読みますと、三節祭の折りの御占神事で「御琴をかき鳴らす」という所作があり、「笏をもつてその琴をかく」ということが出てまいります。現在は実際の和琴を使うことはなく、「琴板」という、板を用いて、それを笏でコツンと叩くという所作に代えられています。笏で琴を鳴らした名残と考えられています。

また、鶴岡八幡宮の代々の社家でした大伴神主家の墓石が鎌倉の浄光明寺にあります。貞享年間からのものですが、大伴神主家の墓石を見ますと笏の形をしていて、しかも御丁寧に笏の形にさらに彫り込んであるという墓石もあります。また、幕末維新期になりますと、現在の岐阜県、美濃地方東部の苗木藩では神葬祭改宗という一件が有名ですが、現在も中津川市、それから美濃地方東部、旧苗木藩内の神葬祭には「霊代笏」という名称の笏型の霊璽が用いられているということが報告されています。先ほどの神道五部書の記載から、



図版6. 大伴神主家の墓石（鎌倉・浄光明寺）

御霊代として笏を使うというのは鎌倉時代まで遡るといことが明らかですが、やはり、笏が祭祀、それからその祭祀を支える国家組織と国家秩序、それから国家の権威というものを象徴するということから、このような用途への広がりを持っていたと考えるかどうかと思つたわけです。そのあたりについて、さらに御意見をお伺いしたいと思います。今日は宍戸先生が史料をお持ちですので、御説明をして戴けませんでしょうか。

宍戸 色々な笏の形、形状、素材など、文字史料は多いのですが、絵画資料から笏を窺える実物なり絵画資料としては、「伝聖徳太子画像（口絵参照）」で、真ん中の聖徳太子と伝えられる方の把笏の絵が一番古い。絵自体、日本美術史の上では聖徳太子が実在したとされる六〇〇年代から一〇〇〇年後の七〇〇年代の物だろうと推定されています。朝服の形としては、平安後期のように固くならない、奈良朝から平安前期までの^姿装束で、余り大きくならない形ですね。非常に古様の形で、朝服の原型を伺わせるような形です。この絵を拝見しますと、左右の角髪^{みづら}を結つた方たちについて見解が分かれるようですが、真ん中の方は聖徳太子とすれば、笏を構えていらつしやる。非常に威儀の整われた重々しいお姿で、奈良朝時代はさもありなんというお国ぶりというのが窺えるのではないかなと思います。この画像が一昔前の日本で一番有名なお札になっていたわけです（笑）。全体のバランスから、割と大ぶりの笏をお持ちの感じですし、これはまさしく象牙の笏だと思います。

加瀬さんとも一緒に調査見学に行った出雲の青木遺跡は何世紀のころでしたっけ？

加瀬 あれは一〇世紀です。

宍戸 割合と早い時期ですからね。

加瀬 年代がはつきりしているのだと古い方に入ります。

六戸

大体一〇世紀頃には御神像が神社でも用いられてくるようになって、その御神像は束帯に笏を構えた形がほとんどですね、御神像というところにも象徴的に笏を構えた姿というのが用いられているのではないかと思います。ほかの御神像、神仏習合して八幡神像とか、そういうのを写していたりいたしまして、男神像は大体束帯、笏を構えて、当時の官人の姿でしょうけれども。その後の座像なんかですと、座像の方には、そういう神像としては、笏を構えて座つたとかというのは余り意識されなくなるんですけれども、形にする場合には、笏を構えて束帯するというのが定式、いわゆる定めの様式だったと思われれます。この辺から発しているのかなと思いますけれども。

後でちよつと入れ替わっていたんですが、先だつて岡田莊司先生のお話を伺っていたときに御紹介がありまして、『天地靈覚秘書』というんですか、両部神道書で、弘安九（一七八五）年の頃に、神祇官において度会行忠に伝授されたというものらしいんですけれども、その奥書に「血脈云、波羅杵第牙笏神主河継授賜者也」と。「度会神主河継に伝えられた牙の笏は北天竺の神器にして、僧仏哲の将来品」と書いてあって、度会神主家に伝えられていて、その奥書は建久二（一一九一）年です。元の奥書には「祭主永親幼孫園城寺住僧証禪、百光坊律師戻暹之室伝之、件証禪者、富小路祭主 永伝

也」。神宮祭主家に伝わった天竺伝来の神器を、祭主家が由緒を長く伝えてきた。それが、笏にこだわる神職家の何かがあるんでしょうか。神職さんたちの間には、この時代、鎌倉初期ぐらいから笏を特殊というか、独特のそういう思い入れがあるのでしょうか。

私は神職子弟ではないのでわかりませんが、神職の立場から高原さんは、どうお感じか伺いたいと思います。高原さん御自身は笏というものに対してどうですか。

高原 身近で自明のことのように思っていましたけど、今日、色々なお話を聞くと、何か当り前のことになり過ぎていないかと反省させられます。最近『神社新報』で上杉千郷先生が葦津珍彦先生のことを「笏を持たざる神主」と書かれてありましたけど、笏さえ持てば神職であると云うような思い上がりは戒めなければなりません。しかし一方で、やはり笏は神職の象徴であり、そんな意識が確立されたのは何時頃からというはなかなか難しい問題ですね。時期の事は別にして、近代に飛んでしましますが、先程も申し上げました、把笏に消極的な考えと、積極的な考えの二通りあつて、結局は笏が定着するわけですが、根底には官への憧れみたいなものがあつたのではないのでしょうか。明治の神職が行っていた作法もこれは九條流、これは陽明流というふうを意識してやっていたようです。自己の作法を公家の作法を根拠にしていた、そうし



た官に連なりたい、すなわちその象徴として笏をとりたいたいという思いもあったのかもしれませんが。そういう一種の憧れが神職としての意識を高めたことは否定できないと思います。

六戸 嶋津さんも神職家ですよ。

嶋津 私の家は祖父の伯父の代から神職になりましたので「社家」ではありませんが、先祖の御霊は笏型霊璽で祀っております。それだけ神主にとつて笏という形、それは神様と繋がりを持つ一番近いところで恭しく捧げますので、大事な物だという意識は、恐らく早い時期から神職は持っていたのではないかという気が致します。その中で、大伴神主家などは笏の形を墓石にして「千代の住みか」として笏を選んだわけです。そういった思い入れがあるんでしょうね。皆さんにも伺いましたけれども、こういう例というのは他にない。

星野 私も色々、国学関連人物のデータベース関連の仕事で国学者のお墓を色々撮って回ったのですが、まず笏の形状の物はないですね。

六戸 国学者としては、特に笏にこだわることはあるんですか。

星野 勿論、その中には神職の方も多かったわけですから。

嶋津 先ほどの東美濃の方で国学が非常に盛んでして、本居宣長の御霊を笏型の霊璽に収めて、身近に拝礼したという事例もあります。

星野

その事例に関して申し上げますと、長野県の下伊那郡に、詳しくは高森町の山吹というところに、宣長のほか、荷田春満、賀茂真淵、平田篤胤の、いわゆる国学の四大人を祀った本学神社という神社があります。この本学神社というのは慶応年間に、信州下伊那地方の平田派の門人達が、是非、この地で国学の創始者たちを顕彰しようということ建てた神社です。その四大人の霊璽は同じものを設えるということではなく、どうしても本人と縁の深いものにしたということとで、それぞれの家から集めてきて、これを祀ろうとしました。ですから、慶応二年から信州伊那の門人が本居家、平田家、荷田家、賀茂家へと、その品を譲ってもらおうとお願いをしに参ります。もちろんここには当時、平田家の当主である平田鋳胤が色々関わっていて、門人たちの創建運動をバックアップはしてくれたこともあり、御霊代となる物を集めてくることができました。このうちの本居宣長と荷田春満については、霊号を記した笏を霊璽として譲渡されています。

嶋津

荷田家は社家ですよね。

星野

はい、今の伏見稲荷大社の社家です。宣長の場合は、桜の木で作成した笏を自ら三本つくっており、養子である大平に、宣長の諡号を笏にしたため、それを祀るようにと遺言しました。そのうちの一本を頂戴したのですから、大変貴重なものであるということです。笏のほかには、本居家からは

銅製の鈴一個、荷田家からは円鏡が送られました。篤胤の方は笏というより、木の真板に霊号を押したものです。真淵は短刀でして、当時、田安宗武に仕えていた折、その宗武から拝領した短刀が霊璽となりました。

穴戸 賀茂家も社家でしたよね？

星野 神職の家に生れていますね、真淵の家は笏ではないですね。

嶋津 加瀬さん、笏がこういう御霊代になつていく事例についてどのような感想を持たれますか。

加瀬 やはり、古代の年中行事の笏の使い方からすると、神の霊力と関連づけられていた可能性はあると思います。つまり、琴を笏で鳴らすという使い方が注目できます。神宮の場合、琴を実際にどう使うかという、浄か不浄かを見極めるために鳴らして、それで鳴らなければ不浄であると、鳴つたら清らかであるということ、その所役を決めていくということをしていくわけですね。そこでは笏というのはお祭りにおいて霊力をもたらす道具であるということが言えるかとは思っています。そうなつてくると、笏というのは神事を行う際の必需品というような、そういうような意識が強まるのではないかなという印象は受けます。

また、天皇行幸があつた際に天皇が神社の神職に笏を下賜する、というような事例というのも見られます。『後二条師

『通記』の記事ですが、その中に『権記』と思われる日記を引いている箇所があります。そこには長和二年(一〇一三)に、時の三条天皇が上賀茂社に行幸したとき、同社の祝らに笏を賜ったことが記されています。これは、神職が公の存在であるという点とともに、天皇が行う神事であったということが、笏の性格を考える上で重要であることを示しています。神社の祭神に対する天皇のお祭りの仕方というのも、平安中期の頃には、どんどん、丁重にやっつていこうという流れがあります。この神社行幸のように、神社の神様になるべく近いところで額ずいていこうという、そういった意識も出てくるわけです。そういった流れと踏まえて考えていきますと、そうした意識を持たれた天皇が、神社に行つたから笏だ、という認識をもって、笏を下賜するわけですから、神事に笏が大きな意味をもたらす、という意識は、それまで以上に強くなったのではないかなと思えるわけです。

ところで、神宮の『建久年中行事』以外の、笏を神事ですう例、特に古代の例としては、『住吉大社神代記』という、奈良時代にできたと思われる記録にあります。その中に笏の使ひ方の一つの方法というのがあるが、天平瓮あめのひつかという土器を用いたお祭り、これは、奈良の天香久山あまのかぐやまのころの土をとつてきて、天平瓮をつくつて、それでお祭りを行うというものです。今でもやっつており、土を取るのが畝傍山なんですけれど

も、その『神代記』では天香久山というふうになつていっています。『神代記』には、その土をとつてお祭りをする際、まだ神功皇后がいらつしやつたときなんです、その土をとつて平瓮という物をつくつて歌を歌う話があります。その返し歌のときに、御殿のところから住吉の大神が扉をあげて出てくるんです。その時、非常に美しい住吉の大神さんが扉をあげて、御殿ですから扉に敷居がありますので、その敷居を笏で叩いて拍子をとりながら返し歌を歌つたということです。

神様の所作を、簡単に神事の所作と対応させていいかどうかという恐れ多い問題があります。ただ、その神事の一つの使われ方からは、本来の笏の用法と別の用い方が、実は結構古い時代から、古代から存在していたということが言えるのではないかと思えます。そういった意味で、やはり神事に使う物Ⅱ笏という意識も、古くからあつたのではないかということでは確実には言えないと思えます。

嶋津 では、催馬楽ですとか、そういう日本古代歌謡ですけども、笏拍子、笏を半分半分に割つた物を使いますが、その始まりは元々御神楽ですよね。清暑堂神宴の時代からありますが、神歌を歌うときには笏で拍子をとるといふのがあります。元々、両隣の人の笏を借りて自分の笏と打ち合わせてということが出てくるんですが、神歌を歌う際に笏で拍子を

とるといふのもありますので、そういう神事と、神の歌といふのは神の意思そのものですから、それを歌うときに笏を用いるといふのは、威儀を正す道具という以上の使われ方という気がしますね。

穴戸 あえて笏なんですか。

加瀬 あえて笏なんでしょう。

穴戸 普通の木でも、大体笏……。

嶋津 手拍子でもいいんですけども、そうじゃない、必ず笏でというところが興味深いですね。

笏紙の意義とは

穴戸 先ほどは正親町天皇から紹介したんですが、正親町天皇以前のをさつき紹介していてなかったのです。天皇さんの作法、御拝の作法として一番古く窺えるのは『禁秘抄』だと思いますが、鎌倉初期、順徳天皇によつて一二〇〇年早々になったものなのですが「禁中のこと」の「一、賢所、二、恒例毎日の次第」というところに、石灰壇で毎日の御拝をなさるんですけれども、石灰壇の出御の直前に典侍から笏を受け取つて、石灰壇につかれて、主上はお心を正しゅうして、神宮、内侍所以下を御祈念なさる。

そのほかに、先ほどお配りした史料、これは応仁の乱の以

前の古い宸筆のものです。結構珍しいものです。後土御門天皇さんがお書きになった「御神楽記」。先ほどの正親町天皇のお書きになった、内侍所での作法、それから「御神楽記」の方は、やはり御神楽も内侍所ですから、そこでの作法が事細かに書かれているんです。やはり出御直前に笏を受け取られて最初に拝をなさつて、後半の方に前段で、これは宸筆です。御自身のお作法次第が書いてあるので、御の字がほとんどついていないので、それで宸筆だとわかつて、御自身の、天皇さんのお作法だというのがわかるのです。まずは、御幣を刀自から受け取つて、御幣の受け取り方の作法を事細かに書いてあるものです。「兩段再拝の御祈念」をなされて、「幣をお返し」になつて、「座を立ちて、つま戸をあけて笏をとる」と。何かお持ちになつたまま、お入りになつたり出たりはなさらないんです。笏を受け取る。改めての御祈念をなさいます。「笏をもちて、帰座して、身を正しくして、なお祈念」する。祈念のときだけ笏をおとりになつて、しかも身を正しくして、なお祈念する。お気持ちを含めるときだけ笏を……。その御祈念を済まされるとすぐお返しになる。直接に手で受け取らないで、ふたを御簾の中へ差し入れて、ふたの上にお乗せになつてお返しになる。決してほかの人には触らせない。丁重な扱いを笏に対してなさっていることがわかります。神事のときは特に笏をお持ちになつてということ

意識されていたのだと思うのです。

それから、笏の用途として備忘の為ということもあります。古代の官人から、威儀を正すためだけでなく、実用としては、直接笏に、長い儀式ですと、次第がわからなくなりやすいので、式次第を書いたり、もしくは、何度も使えるように、直接に書いてしまうと削らないとまた使えませんが、笏の内側に少し小さな紙に書いて張りつけて、それを長い行事ですと何枚も張りつけて、順にめくって、はがして、次第を。そして自分の出番のときはどうしたらいいかということを書いておきます。近世の非常に珍しい例としては、これが元文三年（一七三八）に桜町天皇が大嘗祭をなさったときのものですが、途中で陛下自ら奏上なさいます「祈請詞」。そのときの文言がびつしり書いてあります。後半は神供次第で、「よねあはを平手を左手に持ち、右手して、十度もる」とか、その次第を細かく書いてあります。このときには桜町天皇様も成人（宝算十九歳）なさっていました。連日の御習礼をなさった上、なおかつ本番でも備忘として、次第ですとか文言を一言一句間違わないように御自身でお書きになつて張りつける。それが必要ないくらいに御習礼もなさるので、尚、間違いないようにと厳重を期してということが、この笏紙一枚からよく窺われます。本当に大嘗祭の一番の重大事は、神饌を親供、みずからお供えなさるということに尽きると思

います。この笏紙一枚を見ても。そのときに申し上げる詞、本当に重要な。

嶋津 そうなんですか。

穴戸 でも、手控えの方にはもうちょっとお書きになつてます。

嶋津 実際に書いた物をお読みになるのではなく、空で……。

穴戸 そうです、もう覚えて……。

嶋津 広げて読むのではなく……。

穴戸 それはいいです。お書きになったものはないです。で、小さく折り畳んで懐中されています、備忘に。それはノート、メモ帳ですから、小さく折り畳んで、もしかという場合はそれを御覧になるかもしれない。それ以前に御習礼を何度もなさつて暗記してしまいますから。ですから直接、今の神職が読むように、こういう大きな判形の祝詞はお持ちにならない。かなり暗記もなさるでしょうが、途中ちよつとつかえたときには、構えている笏の備忘を御覧になる。

嶋津 よく祭式の授業では、笏についての説明のときに、昔はカンニングペーパーのようにしてと、カンニングペーパーという軽い言葉でよく表現するんですけども、そういうものとは全く意味が違うわけですか……。

穴戸 次第を間違えないように、神様の前で足の出方を間

間違えないようにする、作法を間違えないようにする、祝詞を間違えないようにする、それが全てですから、見ようが何しようが構わない。カンニングする必要がない。何度も御習礼で全部暗記もなさるので、完全な習礼もなさるわけですから、なおかつ本番で不測の事態にも備えるための備忘です。なおかつ嚴重に、用意は何重にもするという事です。

嶋津

わざわざ笏にも張つて？

穴戸

何重にも不測の事態に備える。

嶋津

そういうことですか。

穴戸

それは今上様もそうでした。連日の御習礼ですから。

皇后様も。朝、なさつて、昼間は臣下がやつてるのでお待ちになられて。夕方、臣下が終わるのをひたすらお待ちになる。それでもう一度なさる。そのぐらい何度も。後桜町天皇の宸記を見ても、大嘗宮が立ち上がりますと、それ以前から御殿の方でお稽古をなさっているんですけれども、大嘗宮ができましたという、すぐに稽古に行かれて、じゃ、ちよつとここで習礼。實際でき上がったところでの御習礼、早速。で、連日なさる。

加瀬

後桜町天皇が、笏をお持ちだったんですか。

穴戸

御祭服をお召しになりましたから、お持ちになった

んです。

嶋津

それは後桜町天皇のような女性天皇であつてもで

しょうか？

穴戸

いや、天皇は御祭服しかお召しにならない。その先

例は、御祭服をお召しになっているという天皇さんの御祭服と言えば束帯の御祭服しかありません。男女の性別は関係ない。天皇がなさる、天皇がお召しになる。ただ、帛の御服には、女性の唐衣裳（十二単）を真っ白にした。それは大神事の前段階、準礼装です。準神事服。でも、八二〇年の詔では、大小の諸神事に帛の衣を用いると詔でおっしゃっているんですけれども、その約五〇年後、『内裏儀式』の方に、大嘗祭のとき、御殿から廻立殿までは帛の御服。そして、大嘗宮の後ろにある廻立殿で、中にお入りになるためにさらにお召しかえになって、初めてそこで齋服にお召し替えになります。

嶋津

頭も冠？

穴戸

そこは違う。お召し物の先例は、普通の男の天皇さ

んが祭服をお召しになっているから、その前例しかないのです。そのままお召しになっているんですけれども、お髪の方は女性のお髪をなされた。髪もちよつとお分けになって、それに銀の釵（さいし）。陛下の御祭服でもそうですけれども、一番上に着る袍は生絹でなければいけないんですけれども、お袴の方は帛のお袴のままでも。でも袍だけは生絹に着がえられる。下具も本当は全部、袴から下襲から全部が生絹になるはず：御祭服の生地としては生絹なんですけれども、そこまで全

部お召しかえになるのは大変だというときには、袴と下具は帛のまま、練の平絹です。袍だけは生絹の祭服の御袍に着がえる。

加瀬 平安時代の女性ですと、これもやはり天皇と一緒に考えるのは躊躇しますが、でも、さつき話した把笏する神職が増えたときに、女性を代わりに神職にさせるという話があったのは、結局それは女性が笏を持たないからだということになってくるんですね。ただ、一つ、そこから逆に読み取れることというのは、神社の当時のお祭りというのは女性が行うことは、決して不思議なことではなかったということなんです。特に律令制度の祭祀というとしても男社会の中の神社のお祭りというイメージを抱きがちですが、実は平安時代においては、女性が神に仕えて祭りをつかさどることということというのは、実際にあったことになるわけです。ただ、そうした状況であっても、その女性は、笏を持つ持たないということになってくると、持たなかったわけですので、古代では、まだ笏は男性のみのシンボルであったということになるかと思いますが。ただ、女性がかさどる祭は、そうしたシンボルなしで、きちんと成り立っていたということにもなるでしょう。

もちろん、そうしたまつりの形が、どのような認識の変化があったか、その点については、以後の歴史を見ないといけ

ないのでしょう。笏すなわち神事に用いるもの、という、先ほど話した認識がどんどん強まったのかも知れません。

六戸 結局、男だから女だからというわけではないんですね。象徴的な。神事に携わるとか、官人であるというシンボルとして笏を持っていたと。

加瀬 もともとは、当時の服制ですから、当然女性が笏を持つということはない、という単純な理由だったとも思うんですけども。

嶋津 時間も参りました。

本日は、笏をめぐって多様な視点からお話を戴きました。従来、笏につきましては、その起源と有職故実の範囲で話が終わってしまうということが多くて、先行研究は非常に少ないのが現状です。しかしながら、本日はさまざまな視点からのお話を戴きましたし、きちんと細かく史料等を踏まえてお話しして戴きました。特に、明治以降の神職の把笏、笏の作法の変遷を後づけて戴きまして、非常に有意義な座談会となったと思います。

本日は洵にありがとうございます。